

2024 年度 安全報告書



2025 年 6 月 阪神バス株式会社

目次

1. 輸送の安全に関する基本的な方針	2
2. 輸送の安全に関する重点施策	2
3. 2024 年度 輸送の安全に関する目標及び達成状況	3
4. 2024 年度 自動車事故報告規則第二条に規定する事故統計	3
5. 安全管理規程	3
6. 安全統括管理者	3
7. 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統	3
8. 2024 年度 輸送の安全に関する取り組み結果	5
9. 2024 年度 輸送の安全に関する内部監査結果及び措置内容	19
10. 2025 年度 輸送の安全に関する目標	21
11. 2025 年度 輸送の安全に関する取り組み計画	21

はじめに

当社は、輸送の安全の確保が事業の骨幹であるとの認識に立ち、お客様に安全・安心な運行を提供すべく役職員一同気を引き締め、安全管理の更なるレベルアップ、サービスの向上に取り組んでおります。

今後も引き続き不断に運輸安全マネジメントを推進し、安全輸送に全社一丸となって取り組んでまいり所存です。

2025年6月30日
阪神バス株式会社
代表取締役社長 城島 和弘

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

- (1) 社長及び役員は、輸送の安全の確保が事業経営の骨幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たしてまいります。また、輸送の安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえるとともに、企業理念等の浸透を図り、輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を全従業員に徹底してまいります。
- (2) 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善を確実に実施するとともに、安全対策を不断に見直し、全従業員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努めてまいります。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表いたします。

2024 度 安全スローガン

全社一丸となって事故防止に全力を尽くす

2024 年度 行動指針

基本動作を徹底する（凡事徹底）

事故防止につながる施策を絶えず考え、行動に移す

一人ひとりの力で『安全文化』を作る

2. 輸送の安全に関する重点施策

1. 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、安全管理規程に定められた事項及び関係法令等を遵守する。
2. 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努める。
3. 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じる。
4. 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有する。
5. 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適

- 確に実施する。
- 傘下のグループ企業と密接に協力し、一丸となって輸送の安全性の向上に努める。
 - 管理の受委託の実施にあたっては、委託事業者及び受託事業者は相互に協力、連携して、一丸となって輸送の安全の向上に努める。

3. 2024年度 輸送の安全に関する目標及び達成状況

- 重大事故を何としてでも撲滅する
 - 安全速度を守り、歩行者・自転車の保護運転の徹底
 - 交差点・ターミナルでの確実な安全確認
 - ・・・結果 **重大事故1件**
(車両接触)
- 有責事故の削減
 - 有責事故 60件以下 (ATS委託路線を含む) を達成する
 - ・・・結果 **有責事故件数66件 (前年度比+1件)**
- 輸送の安全に関する予算額
 - 車両関係 (更新投資) 4億4千万円
 - 教育・安全設備関係 7千万円
 - ・・・結果 **車両関係 (更新投資) 4億4千万円**
教育・安全設備関係 7千万円

<内訳>

新型ドライブレコーダーの導入 (尼崎市内線131両)
外部講師による運行管理者研修実施
車内事故防止キャンペーン等安全啓発グッズ作製費
事故防止教育実施費用 等

その他目標

- 道路交通法、道路運送法等の遵守を徹底する
- お客様が安心できるサービスを提供する
 - 服装、身だしなみ、マイク案内の積極的な活用、丁寧な旅客対応

4. 2024年度 自動車事故報告規則第二条に規定する事故統計

自動車事故報告規則第2条第3号に規定する事故件数 (死者又は重傷者を生じた事故)
1件 (車両接触による重傷者発生)

5. 安全管理規程

[別紙「安全管理規程」参照](#)

6. 安全統括管理者

運輸部長 鳥井 敬介

7. 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統

- 事故、災害等に関する報告連絡体制
 - [別紙「輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統」・「事故、災害等に関する報告連絡体制」参照](#)

(2) 安全管理体制

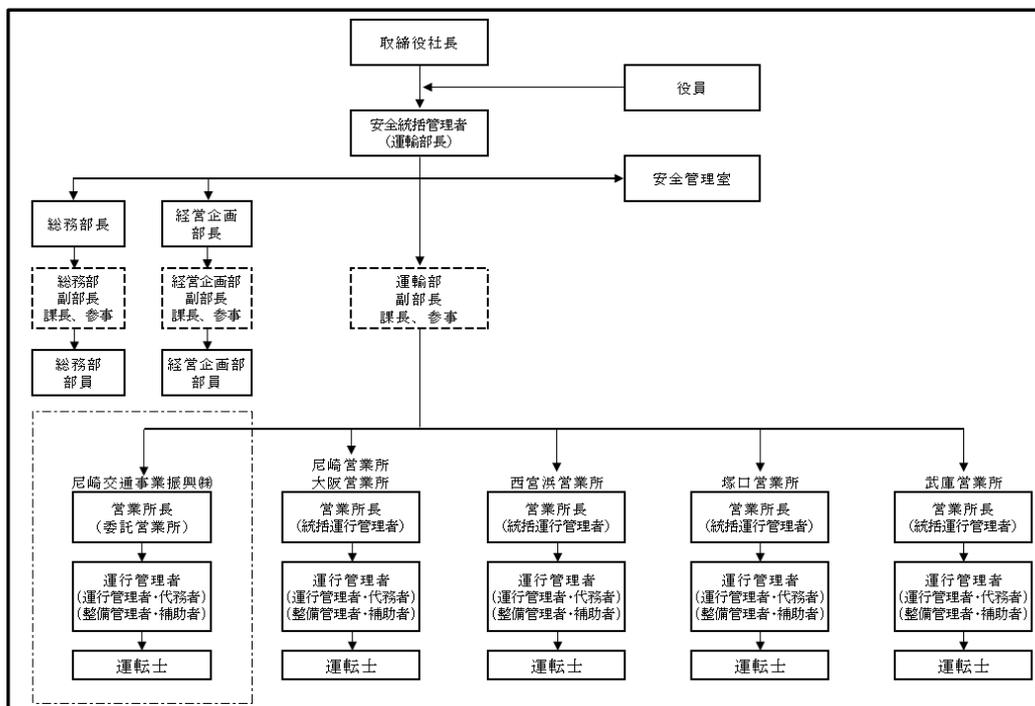
尼崎営業所、大阪営業所、西宮浜営業所は一般路線（阪神線）*・空港線・高速線を担当、塚口営業所、武庫営業所は一般路線（尼崎市内線）を担当し、日々の運行に伴う安全情報については、各営業所から安全統括管理者及び経営トップに速報され、指揮対応を執る体制としています。

*大阪営業所を除く。

また、事故防止に特化した組織である安全管理室は、事故原因の分析、事故防止対策の立案、教育の計画・実施、添乗観察などを営業所横断的に行い、運輸安全マネジメントの目標の達成に向け様々な事故防止策を実施しています。

なお、尼崎市内線の一部路線の委託先である尼崎交通事業振興(株)も当社の1営業所として安全管理を行い、当社の安全マネジメントの傘下で安全管理を行っています。

【体制図】 (2025年4月1日現在)



(参考) 尼崎交通事業振興株式会社 (略称：ATS) 会社概要

- ・事業所 本社（塚口営業所） 尼崎市東塚口町2丁目4番37号
- ・代表者 代表取締役 有川 康裕
- ・設立 1988年4月1日
- ・資本金 1,000万円
- ・株主 2名（尼崎市、阪神バス）
- ・社員数 92名（内訳：乗務員72名・非乗務員20名）
- ・事業内容 ①一般乗合旅客自動車運送事業（自主車両数：14両）
 ②一般乗合旅客自動車運送事業の管理受託事業
 阪神バスの路線運行受託（旧尼崎市営バス運行路線）

(3) その他安全管理に関する主要な項目 (2025年4月1日現在)

《車両数》330両

内訳：一般路線 253 両・空港路線 50 両・高速路線 17 両・貸切 10 両
 《社員数》500 名（うち 自動車運転士 412 名）

《運行管理者・整備管理者の選任状況》

登録数	尼崎 営業所	大阪 営業所	西宮浜 営業所	塚口 営業所	武庫 営業所	ATS 委託
運行管理者（乗合）	9	1	6	5	4	4
運行管理者（貸切）	9	-	-	3	-	-
整備管理者	1	1	1	1	1	1

8. 2024 年度 輸送の安全に関する取り組み結果

(1) 輸送の安全に関する意識の徹底【目標設定】

・年度安全目標及び重点課題の設定

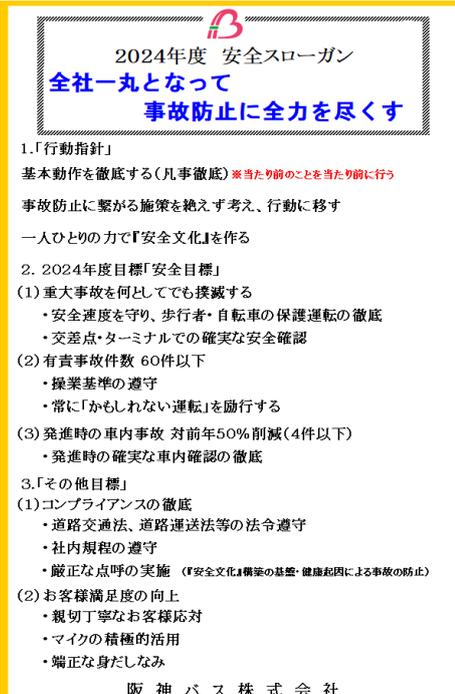
2024 年度の輸送の安全に関する目標と、その達成に向けての重点課題を定め、全従業員が必携品の手帳にカードを携行することで、その浸透を図りました。

《安全目標》

- ①重大事故を何としてでも撲滅する
 - ・安全速度を守り、歩行者・自転車の保護運転の徹底
 - ・交差点・ターミナルでの確実な安全確認
- ②2024 年度目標
 - ・有責事故 60 件以下（ATS 委託路線を含む）を達成する
 - ・発進時の車内事故 対前年 50%削減

《その他の目標》

- ①コンプライアンスの徹底
 - ・道路交通法、道路運送法等の法令遵守
 - ・社内規程の遵守
 - ・厳正な点呼の実施（『安全文化』構築の基盤・健康起因による事故の防止）
- ②お客様満足度の向上
 - ・親切丁寧なお客様対応
 - ・マイクの積極的活用
 - ・端正な身だしなみ




 2024年度 安全スローガン
全社一丸となって
事故防止に全力を尽くす

1.「行動指針」
 基本動作を徹底する(凡事徹底) ※当たり前のことを当たり前に行う
 事故防止に繋がる施策を絶えず考え、行動に移す
 一人ひとりの力で『安全文化』を作る

2. 2024年度目標「安全目標」
 (1)重大事故を何としてでも撲滅する
 ・安全速度を守り、歩行者・自転車の保護運転の徹底
 ・交差点・ターミナルでの確実な安全確認
 (2)有責事故件数 60件以下
 ・操業基準の遵守
 ・常に「かもしれない運転」を励行する
 (3)発進時の車内事故 対前年50%削減(4件以下)
 ・発進時の確実な車内確認の徹底

3.「その他目標」
 (1)コンプライアンスの徹底
 ・道路交通法、道路運送法等の法令遵守
 ・社内規程の遵守
 ・厳正な点呼の実施 (『安全文化』構築の基盤・健康起因による事故の防止)
 (2)お客様満足度の向上
 ・親切丁寧なお客様対応
 ・マイクの積極的活用
 ・端正な身だしなみ

阪 神 バ ス 株 式 会 社

(2) 安全確保及びコンプライアンスに対する意識の徹底【各種運動の実施】

①「安全運転宣言の日」「基本運転の徹底運動」について

2018 年度より実施している「基本運転の徹底運動」を今年度においても月 2 回継続して実施し、それぞれの運動日に具体的な重点項目を設定し、安全運行はもとより操業基準の遵守、コンプライアンスの徹底に取り組みました。また、点呼時に、タブレット端末を用いて、その日の重点項目に関連するヒヤリハット映像を視聴させ、注意を促すなどの工夫も行いました。

加えて、5月14日と7月28日を「安全運転宣言の日」として設定し、過去の死亡事

故を決して風化させないよう取り組みました。

【安全運転宣言の日】

当社では、毎年5月14日及び7月28日を「安全運転宣言の日」としています。「安全運転宣言の日」は、JR西宮駅北で横断中の歩行者に接触した死亡事故（2010(H22)年5月14日）とマリナパーク内で自転車と接触した死亡事故（2011(H23)年7月28日）の事故発生日であり、事故を決して風化させずそれぞれの事故の発生状況を振り返り、安全運行に取り組む日としています。



【基本運転の徹底運動】

- ・「基本運転の徹底運動」は月2回程度実施しています。
- ・それぞれの運動日に具体的かつ明確な目標・目的を設定し、点呼及び掲示でその周知を図っています。
- ・運動日は当社が過去に操業基準違反を惹起した日、行政処分を受けた日、事故惹起の確率が高い曜日等から設定しており、それらの違反や事故を風化させず再発防止に取り組んでいます。
- ・役職者、各営業所長、助役等による現場立会・定点観察等を実施しています。



運動実施日と取り組み項目（2024年度実績）

- 4月5日 交通安全運動の趣旨徹底
- 4月26日 確実な扉操作の徹底 ※タブレット映像活用
- 5月14日 歩行者・自転車の公衆負傷事故防止【安全運転宣言の日】
- 5月30日 安全速度の徹底
- 6月10日 発車時の確実な車内確認とマイクによる注意喚起※タブレット映像活用
- 6月27日 出庫時、終点及び入庫時等の車内確認の徹底
- 7月10日 事故防止運動の趣旨徹底、車両特性の把握
- 7月28日 歩行者・自転車の公衆負傷事故防止【安全運転宣言の日】
- 8月16日 交差点右左折時の安全確認の徹底
- 9月5日 経路逸脱及び運行中断の厳禁
- 9月20日 交通安全運動の趣旨徹底
交差点通過時の安全運転・イエローストップの徹底※タブレット映像活用
- 10月2日 道路交通法の遵守（乗務中の携帯電話の使用厳禁）
- 10月24日 交差点右左折時の安全確認の徹底 ※タブレット映像活用
- 11月12日 転動防止措置の徹底
- 11月28日 歩行者・自転車の公衆負傷事故防止 ※タブレット映像活用
- 12月10日 道路運送法の遵守（バス停付近における乗客有無の確認）
発車時の確実な車内確認とマイクによる注意喚起
- 12月13日 基本動作の徹底（適切な運転姿勢での操業）
- 1月8日 交差点通過時の安全運転・イエローストップの徹底
- 1月22日 早発・運行中断の厳禁
- 2月6日 安全速度の徹底 ※タブレット映像活用
- 2月21日 出庫時、停留所発車時の安全確認

- 3月5日 健康管理の充実（健康起因事故の防止）
- 3月18日 発車時の確実な車内確認とマイクによる注意喚起



②2024 年度交通安全運動の実施について

年間 4 回の交通安全運動・事故防止運動を実施しました。運動冊子を作成し期間中の重点実施項目を定め、全社員が運動バッジを佩用して事故の防止に取り組みました。

また、役職者の点呼立会いや早朝ターミナル観察に加えて出庫時の早朝見送りや夕方ターミナル観察など、乗務員の安全意識を高める取り組みも実施しました。

4月6日～4月15日 春の全国交通安全運動

最重点実施項目：みんなで作る通学路の交通安全
思いやる気持ちで守る高齢者

7月10日～8月15日 夏の事故防止月間

最重点実施項目：みんなで作る通学路の交通安全
思いやる気持ちで守る高齢者

9月21日～9月30日 秋の全国交通安全運動

最重点実施項目：みんなで作る通学路の交通安全
思いやる気持ちで守る高齢者

12月10日～1月11日 年末年始の安全総点検

最重点実施項目：みんなで作る通学路の交通安全
思いやる気持ちで守る高齢者



③車内事故防止キャンペーンの実施

7月と12月に車内事故防止キャンペーンを実施しました。期間中は車内確認により一層注意をはらい、マイクを活用して車内事故防止に努めるよう点呼等で指導を行ったほか、車内液晶画面でのお客様への注意喚起文掲示、お客様に除菌ウェットティッシュを配布して運動告知を行いました。

7月1日～7月31日 車内画面表示による注意喚起、除菌ウェットティッシュ配布等

12月1日～12月10日 車内画面表示による注意喚起、除菌ウェットティッシュ配布等



(3) 情報の伝達・共有について（輸送の安全に関する会議体）

安全管理委員会・事故防止対策委員会を柱に、直近の事故傾向を踏まえた事故防止対策を迅速に審議・実行できる体制としています。

事故防止対策委員会は毎週開催し、事故防止対策や教育に関する事項など、安全に関するすべての情報について報告・審議・改善検討を行っています。

輸送の安全に関する会議体

会議体	審議内容	構成員
安全管理委員会 ※随時実施	安全方針・目標等、運輸の安全に関する事項、運輸安全マネジメントに関する事項	会長・社長・安全統括管理者・副部長以上の役職者・安全管理室
事故防止対策委員会 ※毎週月曜日実施	発生した事故の原因分析、再発防止策の審議、事故の未然防止策の検討、教育に関する検討・報告。その他安全施策に関する審議・報告・改善検討全般	会長・社長・安全統括管理者・課長以上の役職者・安全管理室・各営業所長及び所長代理
安全・安心連絡会議 ※事故報告などにつき原則毎週実施	委託先である尼崎交通事業振興(株)との連絡会議 委託路線における事故原因分析及び再発防止対策の共有 その他安全に関する情報の連携	運輸部長（安全統括管理者）・運輸部副部長・安全管理室 尼崎交通事業振興(株)営業所長・副所長
幹部会 ※毎週月曜日実施	各部業務全般に関する報告及び審議	会長・社長・安全統括管理者・各部長各副部長・各課長
運輸部会議 ※毎月上旬・下旬実施	運輸部業務全般に関する指示 念達 現場課題についての情報共有、意見の吸い上げ	運輸部長（安全統括管理者） 運輸部副部長・運輸部課長・各営業所長・安全管理室
助役会議 ※随時実施	全助役を招集しての会議 全社課題の共有、現場情報の共有	運輸部長以下全助役

(4) 教育・指導の充実 (2024年度 教育の実施について)

輸送の安全に関する基本方針や安全目標及び近年の事故分析等を踏まえ、以下を重点項目として設定し、各種教育及び研修を実施しました。

■新人乗務員教育の充実

新人乗務員の特徴を踏まえた添乗指導

外部機関と連携した新人乗務員教育の実施

フォローアップ教育の内容充実(運転技能自動評価システム、視力測定器の活用)

■車内事故防止への取り組み強化

添乗指導及び定点観測の定期実施

事故防止教育による集合教育の実施

車内事故防止意識の醸成

■運行管理者向け教育の充実

乗務員指導に関する職務能力の強化に資する教育の充実、階層別研修実施

【全乗務員に実施する教育】

全乗務員を対象とし、安全管理室が実施する事故防止及び接遇教育を、3回にわたり実施しました。

①2024年度第一回事事故防止教育(安全スローガン、行動指針及び安全目標についての説明、「車内事故防止のための運転」について)

冒頭で2024年度の安全スローガン、行動指針及び安全目標について具体的な説明を行い、それらの周知徹底を図るとともに、教育テーマを「車内事故防止のための運転」とし、当社の過去の事故及びヒヤリハットに関するドライブレコーダー映像を視聴させ、事故に至った原因などを双方向で議論する内容として実施しました。

対象：全乗務員(393名受講)

実施期間：5/20～5/27 塚口営業所

5/28～6/4 武庫営業所

6/5～6/18 西宮浜営業所

6/19～7/6 尼崎営業所

内容：・2024年度安全スローガン、安全目標等についての説明

・車内事故防止のための運転についてドライブレコーダー視聴等



②2024年度第二回事事故防止教育(「プロ運転士としての責務」について)

第二回事事故防止教育は、危険予知や予見の不足による事故が増加傾向にあることを受け、「プロ運転士としての責務」について教育する内容で実施しました。

対象：全乗務員(384名実施)

実施期間：10/18～10/26 武庫営業所

10/30～11/6 塚口営業所

11/7～11/19 西宮浜営業所

11/24～12/7 尼崎営業所

内容：・上半期の事故発生状況について

・運転中の危険予知の重要性についてドライブレコーダー視聴等

・プロドライバーの定義、必要な責務について



③2024年度第三回事故防止教育（「バック事故防止について考える」）

第三回事故防止教育は、経験年数を問わずバック接触事故が増加傾向にあることを受け、「バック事故防止について考える」をテーマに教育を実施しました。

対 象：全乗務員（372名実施）

実施期間：1/23～1/29 武庫営業所
1/30～2/5 塚口営業所
2/6～2/15 西宮浜営業所
2/16～3/2 尼崎営業所

内 容：・バック接触事故の事例（当社事例、他社事例）
・バック事故の原因について
・バック時の作業基準見直しについて

④適性診断（ナスバネット）の一斉実施と個人指導の実施

当社ではナスバネット（自動車事故対策機構とのパソコン通信による適性診断）を活用して、適性診断を全乗務員に3年に1回実施しています。2024年度は一斉実施年度であり、全乗務員に対し各営業所にて適性診断を実施しました。

適性診断後に助役と乗務員が一对一で個別面談を実施し、各個人の分析結果をもとに診断結果を踏まえた個人指導を行い、自身の操業に関する気づきや、改善を促しました。

【対象を絞って実施する教育】

⑤新人フォローアップ教育Ⅰ・Ⅱ

経験の浅い運転士の事故を防止する観点から乗務員の操業レベルの向上を図るため、新人教育について一人ひとりの特性に合わせてきめ細かく実施しています。

教育はⅠ（単独乗車3か月経過後）とⅡ（入社1年後）の2段階に分け、それぞれの目的を「基本事項の再確認」「自分の運転の客観的振り返り」として、段階に応じた教育を実施することで、安全への更なる意識向上を図っています。

(i) 新人フォローアップ教育Ⅰ

実施対象：単独乗車3か月経過した者

内 容：・入社から現在までの振り返り
・飲酒及び健康管理について
・バス運転士の基本的な考え方（当社のドラレコ映像を使用）
・普通救命講習Ⅰ

実 績：合計29名実施（102期生～119期生）

5/4・5 10名

9/16 5名

2/9・11 14名



(ii) 新人フォローアップ教育Ⅱ

実施対象：入社1年経過した者

- 内 容：・入社から現在までの振り返り
- ・事故防止、安全教育
 (当社のドラレコ映像を用いた危険予知トレーニング)
 - ・視野障害対策マニュアルについて
 (視力測定器を用いての視力検査)
 - ・運転技能自動評価システム(Objet)を用いた実習及び振り返り

実 績：合計 11 名実施 (101 期生～108 期生)

4/6 2名

5/3 5名

9/23 4名



⑥空港、高速、貸切運転士の養成教育

当社では経験年数に応じて、一般路線バス→空港バス→高速バス→貸切バスへと段階的に運転資格を与える方式をとっています。

入社後一般路線で数年経験を積んだ運転士を対象に空港バスの資格取得に伴う教育を、また空港線乗務経験 1 年以上の運転士を対象に、経験年数に応じて高速バス（徳島線→三田線→宇和島線→今治線→津和野線）の教育を実施しました（今年度は徳島線・三田線・宇和島線を実施）。個人の習得効果を高めるため少人数毎に実施し、車両感覚、運転経路、運転基準等ルート教育に留まらず、技術・接遇の向上を目的に教育を行いました。

【実施内容】

空港線教育 2名

1/23～2/3 2名

高速線教育（徳島線）計 9名

9/1 3名

2/11 6名

高速線教育（三田線）計 6名

5/11 2名

3/16 4名

高速線教育（宇和島線） 8名

5/11～12 8名

⑦クレフィール湖東 交通安全研修（乗務員対象）

専門の研修施設での運転の限界体験を通して、運転技術、危険回避、事故未然防止など、バス乗務員として必要な知識、技能を学ぶ事を目的に、2024年度は合計8名の乗務員をクレフィール湖東交通安全研修（1泊2日）に派遣しました。

内 容： 旅客自動車ドライバー・安全運転研修

実 績： 4/29～4/30 2名

11/6～11/7 2名

1/7～1/8 2名

1/19～1/20 2名



⑧新型デジタルタコグラフを用いた「安全速度」に関する個別指導の実施

デジタルタコグラフを用いて、路線バス・空港リムジンバスなど路線の特性に応じた上限速度に関する基準を設け、基準を超える操業をした乗務員には適時個別指導を行い、「安全速度」への意識を徹底させています。

内 容：尼崎営業所及び西宮営業所の乗務員に対し、運行実績に基づいて、終業点呼時又は後日に適宜実施

⑨新入社員教育

新入社員教育は、乗務員が安全に単独乗車可能となる操業レベルに達するまで教育を行うため、座学、実技集合教育、師匠つきによる個別指導を実施しています。経験が浅い乗務員が増加していることを受け、各人のレベルに応じた指導を行う体制がとれるよう内容の充実を図っています。また、単独乗車の時期も各人のレベルに合わせて個別に設定しています。

【実績】：約2ヶ月間実施

⑩運転技能自動評価システム（「Objet」）の導入

運転技能自動評価システム（「Objet」）を導入し、教育に活用することで、運転者の確認行動、減速行動等を数値で評価、認識させることで、運転行動の改善に繋がっています。

新人乗務員等をはじめ、順次当該システムを利用して、安全運転の教育を行っています。

【実績】：2024年度実施者：17名

【運行管理者向け教育】

⑪運行管理者研修

（i）第1回運行管理者向け研修

（「事故惹起者へのヒアリング研修」）

当社の事故事例を用いて、背景要因分析や再発防止策へ繋がるヒアリングのポイントについて、講義及びグループワークを実施しました。

対 象：全助役（34名実施）

実施期間：11/12～11/15

講 師：MS&AD インターリスク総研株式会社

内 容：・コミュニケーション及びヒアリング時の注意点についての講義



**(ii) 第2回運行管理者向け研修
(ヒューマンエラーへの理解)**

事故と密接な関係があるヒューマンエラーに対して、理解を深めるとともに、安全意識醸成のために注意すべき点の教育について、講義及び体験型演習を実施しました。

対 象：全助役（30名実施）

実施期間：1/16、17、21、22

講 師：MS&AD インターリスク総研株式会社

内 容：・ヒューマンエラーに対する意識の変革
・ヒューマンエラーの体験
・ヒューマンエラーの分類
・ヒューマンファクターについて
・安全意識醸成のために注意すべきこと 等

⑫助役（運行管理者）階層別研修

副主任昇職、助役1級昇職、助役2級5年目の各段階に分け、職場のリーダー及び中核人材として、自身の業務経験を振り返らせることで、今後の課題形成と期待役割を再認識させるとともに、役割に応じた業務遂行ができるよう知識への置き換え（会社方針の再認識含む）及びスキルの向上を図る目的で実施しました。

実施対象：副主任昇職者

助役1級昇職者

助役2級5年目

内 容：・運輸部長・総務部長・経営企画部長訓話
・就業規則・人権・ハラスメント・コンプライアンス・メンタルヘルス
・自動車保険について
・運輸安全マネジメント
・ビジネススキル
・チームビルディング
・これまでの業務の振り返り

実 績：副主任昇職者 11/21～22 4名

助役1級昇職者 11/21～22 1名

助役2級5年目 8/29 4名

(5) その他取組み

①新人指導員の増員による新人乗務員の教育体制強化

2024年7月より、ベテラン乗務員の中から新人教育を専任で担当する人員を順次選抜し、技量や技術の取得度合いに応じたよりきめ細やかな指導を可能とする体制を整えました。

②乗務員に対する連続無事故表彰の実施

乗務員個人の無事故達成期間に応じて無事故表彰を毎年7月に行い、長期無事故達成へのモチベーションの向上を図りました。

1. 目的 連続無事故者を表彰し、乗務員の安全運転意識の啓発を図る。
2. 表彰対象期間 前年6月1日から本年5月31日迄の1年間
5年連続無事故達成ごとに褒賞（賞状・賞金）を行う。
3. 無事故表彰式 2024年7月10日 無事故表彰式実施（53名表彰）
30年表彰 2名 25年表彰 2名 20年表彰 4名
15年表彰 8名 10年表彰 13名 5年表彰 24名

③営業所に対する連続有責無事故表彰の実施

営業所単位で一定の連続有責無事故日数を達成した場合に表彰を行います。2024年度は50日無事故を7回、100日無事故を2回、200日無事故を1回達成し、それぞれの営業所に表彰を行いました。



(6) 安全操業に向けた環境整備【車両・設備の安全確保】

① ドライバー異常時対応システム (EDSS) 搭載車両の導入

「ドライバー異常時対応システム (EDSS)」は、ドライバーが急病等で運転操作の継続が困難となった場合に、ドライバー自身や乗客がスイッチを押すことで徐々に速度を落として停止するシステムです。健康起因事故を防止する観点から車両更新時にEDSS搭載を進めています。

搭載車両：62両（一般路線車両45両、空港線車両13両、高速線車両4両）



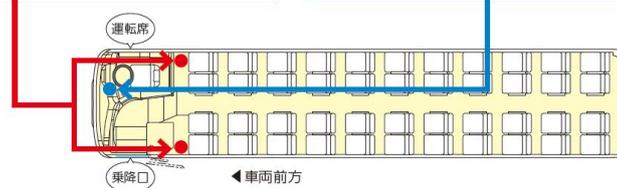
参考：設置個所

○ 空港リムジンバスタイプ：運転席に1か所と、客席最前列天井部に2か所設置

■ 客席非常停止ボタン (最前列天井/左右)



■ 運転席非常停止ボタン (運転席/左)

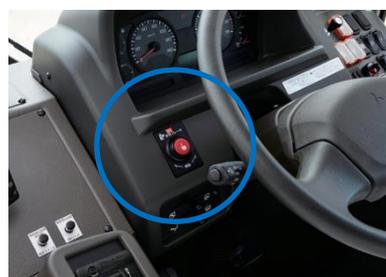


○ 路線バスタイプ：運転席に1か所と、客席最前列の運転席仕切部に1か所設置

■ 客席非常停止ボタン



■ 運転席非常停止ボタン



② 空港・高速・貸切車両への安全装置の拡充

高速道路での事故リスクを低減するため、車両本体に追突被害軽減ブレーキ等の高機能の安全装置を搭載した車両（先進安全自動車：ASV）に順次更新を行い、安全装置の拡充に取り組みました。

なお、当社では2014年度に安全警報システム（MOBILEYE）を導入し、ASV車以外についても高速道路を運行する全車両に車線逸脱防止装置・車間距離警報ブザー等を整備済みです。（全72両中 ASV車両62両、MOBILEYE搭載車両10両）

【ASV車両の主な機能】 ※車両により搭載機能は異なります。

・追突被害軽減ブレーキ

追突を避けられない状況を車両前方のレーダーセンサーで予測し、ブレーキを自動的に制御して追突の被害を軽減する装置



・ドライバーモニター

ドライバーモニターカメラ（顔認識カメラ）を搭載し、走行時のドライバーの状態を認識。わき見やまぶたの動きをカメラが感知して、警報音と警告表示でドライバーに危険を知らせる装置



**③新型ドライブレコーダー・デジタルタコグラフシステムの導入
 （運行管理体制の強化）**

当社は全車両にドライブレコーダーを整備し、事故発生時等の分析に活用してきましたが、2019年度末には2営業所（尼崎営業所・西宮浜営業所）の車両について、2024年8月に2営業所（塚口営業所・武庫営業所）の車両について、新型機器に更新を行い、運用しています。新型機器においては画像解像度などの基本機能が向上するほか、通信機能により運行管理者が速度などの運行状態を随時把握できます。新機能を活用した運行管理を行うことで安全速度の遵守を徹底し各自にきめ細かな指導を行っています。 ※ (4)教育・指導の充実 ⑧参照

対象：全車両（330両）

導入機器：ドラレコ・デジタルコー体型機器（LTE通信機能）

- 取組事項：・速度超過に対する確実な指導（速度データの随時把握）
- ・日々の運行データの傾向分析
 - ・ヒヤリハット情報の採集



デジタルタコグラフ DTG7

- 画像認識 (車間・車線)
- 音声出力
- Gセンサー内蔵 (挙動・坂道検出)
- マルチ表示部 (労務管理)
- CAN I/F ・外部信号 (8ch)
- GPSセンサ



④ 「エレベーター付きリムジンバス」の導入

空港リムジンバスにおけるバリアフリー対応として、2019年12月よりエレベーター付き車両1両を関西空港尼崎線（JR尼崎－関西空港間）に導入しました。



(7) 安全操業に向けた環境整備【健康管理施策等】

① 50歳到達時の脳ドックつき人間ドック全額補助の実施

心臓や脳疾患などの重大な疾患が発症した場合、本人に危険が及ぶほか、乗務中に発症した場合は重大事故に直結することから、2016年度より脳ドックつき人間ドックの全額補助制度を導入しています。これは、一定の年齢（50歳）に到達する者が「脳ドック（脳MRI・脳MRA）検査を含む人間ドック」を受診した場合、その費用を全額会社負担とするもので、重大疾患の早期発見・早期治療につなげることを目的とするものです。

2024年度検査実施数：5名

② 産業医による個別指導の実施

健康診断は年2回専門の診療機関で実施していますが、その結果を受けて産業医による有所見者への働きかけを近年強化しており、重大事故に直結する「心臓や脳の疾患」を防止する観点から、特に治療を行うべき者を絞っています

2020年度から、産業医が血圧や糖尿などの心臓や脳の疾患につながる基準を設け面談対象者を設定し、産業医からの治療指示を行い、継続指導を行っています。

重点観察項目：血圧・腎臓・肝臓・中性脂肪・糖尿・白血球増加

呼び出し対象となる基準（下記目安のいずれかに該当する場合）

血 圧 160/100 以上

腎 臓	クレアチニン 1.2 以上
肝 臓	GPT 100 以上 ・ γGTP 400 以上
脂 肪	中性脂肪 400 以上 ・ LDL コレステロール 185 以上
糖尿病	HbA1c 7.5 以上

呼出し対象者：30 名

③睡眠時無呼吸症候群への対応

睡眠時無呼吸症候群（SAS）については、全乗務員に対して一斉検査を実施しています。入社時に検査を実施するほか、以降、5 年毎に一次検査を実施し、二次検査の対象となる者には会社負担で検査を実施する体制としています。

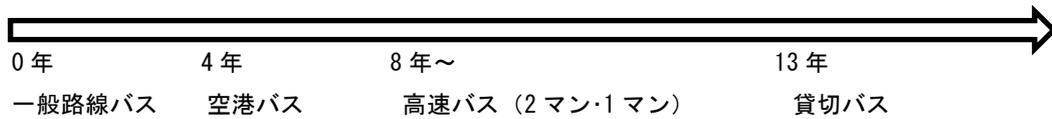
また、2019 年度からは、SAS 治療に関する医療機器（C-PAP）の使用料を全額会社が補助することとし、検査から治療までのサポートを拡充しています。

2024 年度スクリーニング検査実施数：63 名

④経験年数・年齢に応じた運転資格の管理について

当社では、勤続年数に応じた運転資格制をとっており、一般路線から技能を習得させた上で、空港バス、高速バス、貸切バスに乗務させています。また、高速道路を走行する路線については乗務定年制（空港バス 63 歳、高速バス・貸切バス 58 歳）をとっています。

【運転資格の概ねの目安】（配属営業所等により異なる）



9. 2024年度 輸送の安全に関する内部監査結果及び措置内容

安全管理規程第十五条の規定に基づく輸送の安全に関する内部監査を、安全統括管理者の指示に基づき実施しました。

実施日：2025年2月25日（火）、2月26日（水）、3月3日（月）、3月5日（水）

監査員：内部監査部 岡田 慎太郎（補助要員 井川 秀明）

監査項目：「内部監査チェックリスト（安全管理規程等義務付け対象事業者用）」に基づき、所定の事項について適合しているかチェックを実施。

あわせて計画と実施項目とのチェック、年度の取り組み事項を確認。

監査所見（一部抜粋）：

- ・「内部監査チェックリスト」に基づき、運輸安全マネジメントの適合性に関する確認を行った結果、各々の項目は基準に適合し、大規模事業者（安全管理規程等義務付け対象事業者）として各項目が基準に適合していることを確認した。
- ・全乗務員を対象とした集合教育については、計3回開催されており、それぞれ安全目標及び直近の事故発生状況等を踏まえたテーマを設定して実施されている。特に第1回については、安全目標である「発進時の車内事故 対前年50%削減」の達成に向け、「車内事故防止のための運転」をテーマとした教育内容で実施されており、その結果2024年度の当該事故は0件となる等、安全目標及び直近の事故の傾向と連動した、最適な教育テーマ設定ができており、一定の教育効果が出ていることを確認した。また、運行管理者に対する教育のさらなる充実に向けて、今年度は「事故惹起者へのヒアリング」「ヒューマンエラーへの理解」をテーマとした研修を2回開催しており、運転士だけでなく、安全輸送に向けて乗務員を管理監督する立場である運行管理者向けの教育についても充実を図っていることを確認した。
- ・年度の取組目標について、今年度より従前の全社事故抑止目標件数に加えて、営業所毎の抑止目標件数を設定し、また、従来の各営業所における職場掲示に加えて、全営業所に事故件数を周知する掲示板（目標件数に対する現状の発生件数が一目で分かるもの）を新たに導入、掲出し乗務員の安全意識向上に取り組んでいることを確認した。
- ・事故件数・種別分析については、一ヶ月単位で安全管理室がとりまとめのうえ毎月の事故対策委員会にて報告されており、また、上半期終了時点及び3月のマネジメントレビュー前に安全管理室が「2024年度の事故分析と今後の対策について」をとりまとめ、期中における事故の発生状況・傾向を踏まえ、次期における取組内容の検討を実施しており、期中においても継続的改善に向けた取組みが適宜行われていることを確認した。
- ・社内及び職場内のコミュニケーション活性化に向けて、今年度より、新人乗務員と教育担当者との懇親会の機会を新たに設け、未経験者を中心とする新人乗務員の不安解消に努めたほか、コロナ禍には実施できていなかった、経営トップ及び安全統括管理者と運行管理者との懇親会を積極的に開催し、普段の業務を離れて、経営トップ及び安全統括管理者の安全に対する想いを伝えるとともに、運行管理者が日々感じている現場業務における課題の吸いあげに努めていることを確認した。
- ・今年度、第三者機関による運輸安全マネジメント評価が実施されており、運輸安全マネジメントに関する取組みの現状に関して、外部機関による評価を受け、課題の抽出に努めていることを確認した。
- ・前年度監査時に指摘事項の一つとなっていた、「重大事故撲滅のための計画的指導の継続」に向けては、経営トップ及び安全統括管理者が、重大事故の撲滅及び有責事故

件数の削減に向けては、「乗務員及び運行管理者の安全意識を高めること」が最も重要であり、そのためには「言い続ける」「多くの耳目に触れさせる」必要があるとの認識のもと、職場におけるコミュニケーション機会の増加や各営業所における職場掲示の見直しに取り組むとともに、全乗務員を対象とした集合教育においては、安全目標及び直近の事故発生状況等を踏まえたテーマを設定して実施されていることを確認した。

- 同じく、前年度監査時の指摘事項であった「新人教育のさらなる充実（新入社員のバス運転未経験者の割合増加に伴う）」についても、新人教育の充実に向けて、新人教育を担当する専任担当者（ベテラン乗務員等から抜擢）を順次増加（2024年度+4名）させるとともに、廃車予定の営業車を教育用の教習車として活用するべく、補助ブレーキをつける改造工事を実施する等、各種施策に鋭意取り組んでいることを確認した。
- 今年度の重大事故の発生件数は1件となっており、撲滅には至っていない。また、有責事故件数についても、結果として今年度の抑止目標件数を超過したことから、重大事故の撲滅及び有責事故件数の削減に向けた取り組みの継続が期待される。
- 経営トップ及び安全統括管理者は、「乗務員及び運行管理者の安全意識を高める」「ハラスメント等のない良好な職場環境を醸成する」ために、職場におけるコミュニケーションの機会の増加に積極的に取り組んでいる。次年度以降は、本取り組みのさらなる深耕に期待したい。
- 新人教育については、今年度充実に向けた種々の取り組みがなされていることから、今後も、継続した取り組みに期待したい。また、新人以外についても、高齢・ベテラン乗務員の加齢や気の緩みに起因する事故等についても防止すべく、これらの乗務員に特化した教育を実施する等の取り組み強化に期待したい。

10. 2025年度 輸送の安全に関する目標

【安全スローガン】

全社一丸となって事故防止に全力を尽くす

【行動指針】

基本運転を徹底する（凡事徹底）

事故防止に繋がる施策を絶えず考え、行動に移す

一人ひとりの力で『安全文化』を作る

【輸送の安全に関する目標】

安全目標

- (1) 重大事故を何としてでも撲滅する
 - ・安全速度を守り、歩行者・自転車の保護運転の徹底
 - ・交差点・ターミナルでの確実な安全確認
- (2) 有責事故件数 60 件以下（尼崎交通事業振興(株)委託路線を含む）
 - ・基本運転・操業基準の遵守
 - ・常に「かもしれない運転」を励行する

【事故種別 安全目標】

- ① 公衆負傷・自転車接触の有責事故 ゼロ件
 - ② 発進時の車内事故 ゼロ件
 - ③ 物損事故（建造物接触・バック事故等）対前年度 30%削減
- (3) 輸送の安全に関する予算額
- | | |
|------------|-----------|
| 車両関係（更新投資） | 6 億 1 千万円 |
| 教育・安全設備関係 | 3 千万円 |

<内訳>

乗務員教育用 E-learning 導入
 外部講師による運行管理者研修実施
 事故防止教育実施
 その他安全啓発費用 等

その他目標

- (1) コンプライアンスの徹底
 - ・道路交通法、道路運送法等の法令遵守
 - ・社内規程の遵守
 - ・厳正な点呼の実施（『安全文化』構築の基盤・健康起因による事故の防止）
- (2) お客様満足度の向上
 - ・親切丁寧なお客様対応
 - ・マイクの積極的活用
 - ・端正な身だしなみ

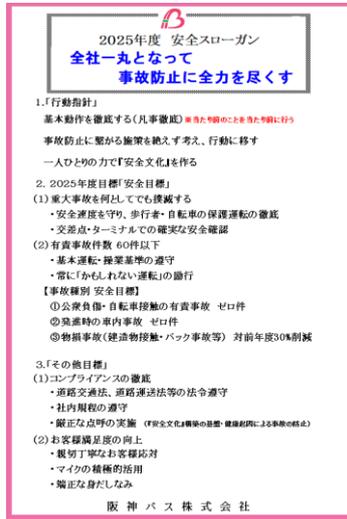
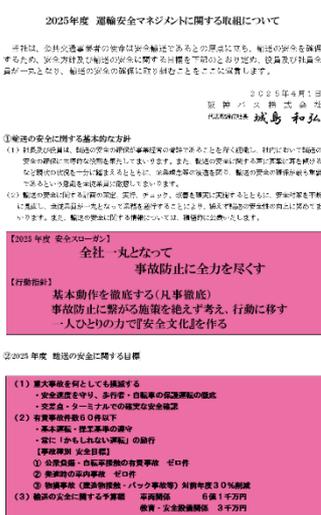
11. 2025年度 輸送の安全に関する取り組み計画

(1) 輸送の安全に関する意識の徹底【目標設定】

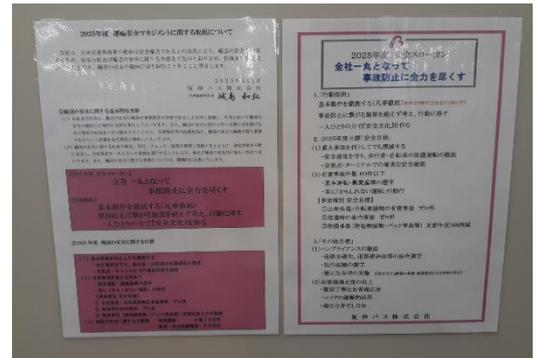
- ・運輸安全マネジメントの取り組み・目標に関する職場掲出

各種の職場掲示により、経営トップのメッセージとして運輸安全マネジメントに取り組む姿勢を明確にしています。

2025年度もキーワードとなる安全スローガンを掲げた上で、行動指針と安全目標を設定しました。特に安全目標においては、撲滅すべき事故の種別を定め、具体的な取り組みを促進するものとしています。全従業員が必携品の手帳にそれらを記載したカードを携行することで、意識を高め、その達成に向け取り組んでいます。



手帳携行カード



職場掲示

(2) 輸送の安全に関する意識の徹底【全体運動・社内意識付け】

・各種安全運動・無事故表彰の実施

全国交通安全運動や当社独自の安全運動など、各種の事故防止運動を計画的に実施するほか、無事故表彰制度などで評価する仕組みとあわせて、社員の安全意識の定着を図ります。

- ・春の全国交通安全運動（4月上旬）
- ・車内事故防止キャンペーン（7月上旬～7月下旬）
- ・夏の事故防止月間（7月中旬～8月中旬）
- ・秋の全国交通安全運動（9月下旬）
- ・年末の交通事故防止運動（12月上旬）
- ・年末年始の輸送等に関する安全総点検（12月中旬～1月中旬）
- ・安全運転宣言の日（5月14日・7月28日）
- ・基本運転の徹底運動（毎月2回）
- ・無事故表彰（運転士個人連続無事故表彰・営業所連続無事故表彰）

(3) 輸送の安全に関する投資等【安全操業に向けた環境整備】

「健康管理施策の推進」と「車両設備等への安全投資」を軸に、安全操業に向けた環境整備を図るべく確実に実施してまいります。

(4) 情報の連絡体制【輸送の安全に関する会議体】

輸送の安全に関する情報を伝達共有すべく、安全管理委員会・事故防止対策委員会を柱に、直近の事故傾向を踏まえた事故防止対策を迅速に審議・実行します。

事故防止対策委員会は毎週開催し、事故防止対策の審議や教育に関する事項など、安全に関するすべての情報について審議・報告・改善検討を行います。

【輸送の安全に関する会議体】

会議体	審議内容等	構成員
安全管理委員会 ※随時実施	安全方針・目標等、運輸の安全に関する事項、運輸安全マネジメントに関する事項	会長・社長・安全統括管理者・副部長以上の役職者・安全管理室
事故防止対策委員会 ※毎週月曜日実施	発生した事故の原因分析、再発防止策の審議、事故の未然防止策の検討、教育に関する検討・報告。その他安全施策に関する審議・報告・改善検討全般	会長・社長・安全統括管理者・課長以上の役職者・安全管理室・各営業所長及び所長代理
安全・安心連絡会議 ※事故報告などにつき原則毎週実施	委託先である尼崎交通事業振興(株)との連絡会議 委託路線における事故原因分析及び再発防止対策の共有 その他安全に関する情報の連携	運輸部長（安全統括管理者）・運輸部課長・安全管理室
幹部会 ※毎週月曜日実施	各部業務全般に関する報告及び審議	会長・社長・安全統括管理者・各部長各副部長・各課長
運輸部会議 ※毎月上旬・下旬実施	運輸部業務全般に関する指示念達 現場課題についての情報共有、意見の吸い上げ	運輸部長（安全統括管理者）・運輸部課長・各営業所長・安全管理室
助役会議 ※随時実施	全助役を招集しての会議 全社課題の共有、現場情報の共有	運輸部長以下全助役

(5) 2025 年度輸送の安全に関する教育及び研修に関する計画【教育・指導の充実】

輸送の安全に関する基本方針や安全目標及び近年の事故分析等を踏まえ、以下を重点項目として設定し、従業員への教育及び研修を実施してまいります。

- | |
|---|
| <p>① 新人乗務員教育・指導の充実
 新人乗務員育成担当者への指導者研修実施
 新人フォロー体制の充実化</p> <p>② 基本運転・操業基準の遵守に向けた取組強化
 E-learning の導入
 安全文化意識調査の実施
 安全輸送に関する取組発表会の実施
 重点添乗観察者・重点添乗項目の設定による添乗指導の充実
 乗務員面談の実施</p> <p>③ ベテラン・高齢ドライバーへの取組強化
 高齢ドライバー研修（適齢診断時の実施）</p> <p>④ 運行管理者及び教育担当者の指導力強化
 運行管理者研修の実施（外部講師による実施）
 運輸安全マネジメントへの理解の促進（所長代理以上の認定セミナー派遣）
 マネジメントセミナーへの派遣（外部セミナー）</p> |
|---|

①新人乗務員教育の充実

・新人乗務員育成担当者への指導者研修の実施

新人乗務員育成の最前線に携わる教育担当助役及び指導運転士に対して、コーチング、ティーチング等の人を育てていくための基本的な考え方を理解させるために指導者研修を実施し、新人乗務員の育成力強化に繋がります。

・新人フォロー体制の充実化

新人乗務員の離職防止及びモチベーション向上を目的として、定期的な個人面談及び懇親の機会を設け、離職防止とモチベーションの向上に努めます。

②基本運転・操業基準の遵守に向けた取組強化

・E-learning の導入

「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」（いわゆる13項目）を確実に網羅、指導するため、E-learningを導入し、毎月定期的にタブレット及び自身のスマートフォンを用いた教育を実施します。

・安全文化意識調査の実施

運輸安全マネジメント制度に基づく行動指針に定める「安全文化」の具体的な意識レベルを確認し、今後の安全意識の更なる高揚を繋げていくため、「安全文化意識調査」を実施します。

・安全輸送に関する取組発表会の実施

営業所毎に設定された有責事故目標件数達成に向けた取組を促進し、取組過程で得られる知見や創意工夫を全社的に共有・評価すること及び本取組を通じたPDCAサイクルの実践等による人材育成を目的に実施します。

・添乗観察強化者の設定による添乗指導の充実

入社1年以内の新人乗務員等を中心に添乗観察強化者を選定し、基本操業の履行状況確認及び指導を重点的に実施します。

・乗務員面談の実施

運行管理者と乗務員との面談制度を導入することで、コミュニケーションの円滑化を促進します。

③ベテラン・高齢ドライバーへの取組強化

・高齢ドライバー研修（適齢診断時の実施）

高齢ドライバーの身体的衰えの自覚、及び気の緩みに起因する事故の抑止を目的として、適齢診断実施に、個別面談及び視力測定（深視力、夜間視力、動体視力）を実施します。

④運行管理者及び教育担当者の指導力強化

・運行管理者研修の実施（外部講師による実施）

・運輸安全マネジメントへの理解の促進（所長代理以上の認定セミナー派遣）

・マネジメントセミナーへの派遣（外部セミナー）

また、上記に加えて、デジタコでの速度指導、事故防止教育（年3回予定）、空港線教育・高速線教育、外部派遣研修（クレフィール湖東）等は例年どおり実施します。

以上